

次期滋賀県過疎地域持続的発展計画（案）について

1 趣旨

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」という。）第9条の規定に基づき、本県の過疎地域の持続的発展を図るため、令和8年度～12年度を期間とする滋賀県過疎地域持続的発展計画（以下「計画」という。）を策定する。（現行計画の期間：令和3年度～7年度）

※過疎法は、令和13年3月31日までの時限立法

※過疎法第7条に基づく県方針は、令和7年8月に策定済

2 過疎法に基づく本県の過疎地域

<全部過疎>

甲良町

<一部過疎>

長浜市（旧虎姫町、旧木之本町、旧余呉町、旧西浅井町）

高島市（旧朽木村）

東近江市（旧永源寺町、旧愛東町）

3 計画（案）の内容

- ・ 過疎地域の持続的発展計画の基本方針に関する事項
- ・ 計画期間
- ・ 過疎地域の持続的発展に関する目標
- ・ 計画の達成状況の評価に関する事項
- ・ 令和3年度～7年度計画に係る評価
- ・ 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項
- ・ その他過疎地域の持続的発展に関し県が必要と認める事項

4 今後の予定

令和8年3月 総務・企画・公室常任委員会報告

※市町計画の策定状況

令和7年12月 甲良町 議決

令和8年3月 長浜市、高島市、東近江市 議決予定

(参考) 過疎法における計画の位置づけ

